

事務所だより

第56号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

年金機能強化法施行に向けて - その1 -

年金機能強化 法ってなに？

年金機能強化法とは、社会保障と税の一体改革に関連した年金制度の改正法の一つです。将来にわたって持続可能で国民が安心できる制度の確立に取り組むことを目的に国会で審議され、成立しました（平成二十四年八月十日成立）。

正式には「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」といいます。

今回の年金機能強化法成立による年金受給への身近な影響点を二回に分けて紹介します。

年金受給への影響その1

障害年金の額改定請求に係る待機期間が緩和されます。現在は、障害年金を受けている方の障害の状態が増進しても、前回の審査を受けてから一年の待機期間を経過しなければ再請求できません。

しかし今回の改正で、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、一年を待たずに請求を行なうことができるようになります。

(図1)

なお、額改定請求の待機期間を要しないこととする対象は、厚生労働省のホームページに掲載される予定です。

年金受給への影響その2

繰下げ支給の取り扱いの一

部見直しになります。

現在の老齢年金は、最長七〇歳まで繰下げすることができ、この繰下げの老齢年金は、本人の申し出がない限り支給されません。

また、年金額は七〇歳の時点で申し出を行った場合と変わ

わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌以降の年金しか支払われない扱いをしています。

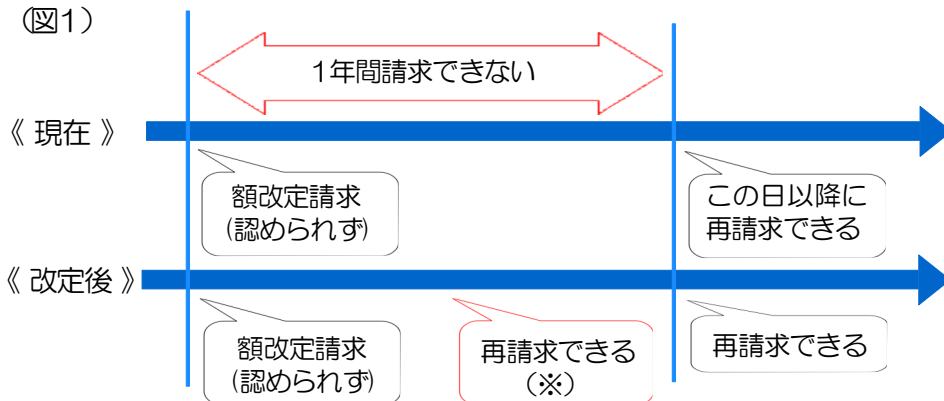
しかし今回の改正で、繰下げの申し出を行うまでの期間の年金も受け取れるようになります。

（図2）

なお、他年金の受給権が発生した方への支給も、同様に他年金の受給権が発生した時点で申し出があったもののみならず、申し出があったのみならず翌月分から支給されます。

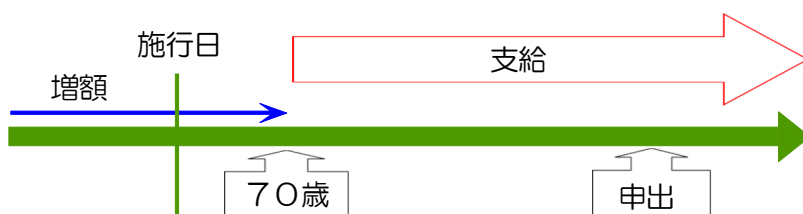
（図3）

(図1)

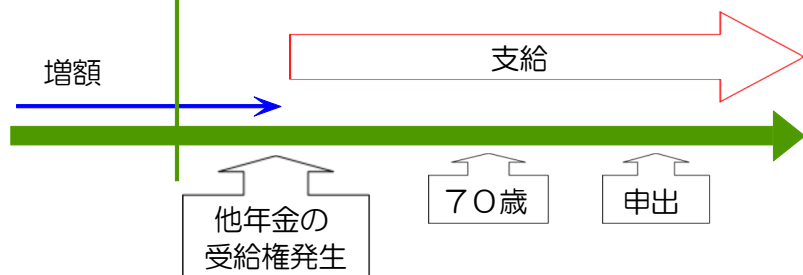


(※) 明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合に請求できる

(図2)



(図3)



「コンプライアンス・チェックテキスト」を

漏れませんか

秋田労働局では、秋田における仕事と生活の調和の実現を目指した、「あきた働き方改革プラン」の実現に向けた取り組みの一環として「コンプライアンス・チェックテキスト」を公表しています。

このテキストには、労働行政が所管している労働関係法令に関して、事業主が最低限遵守する事項について自主点検できるようにしています。

点検項目は、「募集・採用」「十九項目」、「就労時」

四十八項目、「解雇・退職等の離職」十一項目の全七十八項目です。

回答方法は、法令を知っていれば「知っている」に○印を、法令を遵守していれば「クリアしている」に丸印を付けます。

また、相談先窓口や参考資料を手でできるホームページアドレスが掲載されていますので、ぜひ活用してください。

知っていますか？ クリアしていますか？

労働関係法令に係る コンプライアンス・チェックテキスト

労働関係の各種法令で定められているいくつかについて遵守されているかチェックしてみましょう。もし、遵守されていない項目がありましたら、早期に事務手続きが必要となりますので、窓口へご相談ください。

※巻末の資料請求用紙をFAXなどで送付いただければ、関係するパンフレットなどの資料を郵送いたします。また本テキストは、秋田労働局ホームページからダウンロードできます。さらに参考資料

厚生労働省
秋田労働局

(平成25年6月)

一月の労務手続 「提出先・納付先」

一〇日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)

「労働基準監督署」
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

二〇日
「郵便局または銀行」

○特例による源泉徴収税額の納付(前年七月～十二月分)

「郵便局または銀行」

三十一日

○労働者死傷病報告の提出(休業4日未満、一〇月～十二月分)

「労働基準監督署」

○労働保険料の納付(延納第3期分)「郵便局または銀行」

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」

○給与支払報告書の提出(一月一日現在のもの)

「市区町村」

○個人の道府県民税・市町村民税の納付(第4期分)

「郵便局または銀行」
本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出「給与の支払者」
○本年分所得税源泉徴収簿の書換え「給与の支払者」

編集後記

年金のさらなる減額や労働条件の悪化に関する相談を同機会があります。

その際に「言っても仕方ないことだけど」とおっしゃる方がおられます。しかし、当事者が声を出さなければ何も変化しません。当事者の声が徐々に世論を動かすのではないでしようか。(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com